

山口県報

令和6年
7月12日
(金曜日)

目次

- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………
徳山駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可(住宅課)……………
○公告
液化石油ガス販売事業者の認定(消防保安課)……………



山口県告示第二百四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和六年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
宇部市大字沖宇部字沖ノ山五二五四の三五の一部
- 二 特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

山口県告示第二百五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき、徳山駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 市街地再開発組合の名称
徳山駅前地区市街地再開発組合
- 二 施行地区
周南市銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目及び大字徳山の各一部
- 三 事務所の所在地
周南市銀座二丁目二五番地
- 四 設立認可の年月日
令和二年一月二十一日
- 五 事業施行期間
令和二年一月二十一日から令和六年九月三十日まで
- 六 変更の内容
事務所の所在地を周南市銀座街4番地とする。
- 七 変更の認可の年月日
令和六年七月十二日



(二二七) 液化石油ガス販売事業者の認定

次の液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第三十五条の六第一項の認定をしました。

令和六年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

令和六年七月十二日発行

発行人

山口県知事

株式会社 テイネ 山陽	氏名又は名称
光市大字小周防 三鍛冶ノ前一七 五の二八	住 所
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律施行規則（平成九年通 商産業省令第十一号）第四十六条第九号 に掲げる基準	認 定 基 準
令和六年六月十九日	認 定 年 月 日